

横浜市長 山中竹春様

私たちは、横浜市内で小規模保育事業を実践する事業者で構成する団体です。本要望書は、横浜市内の小規模保育事業50園から寄せられた意見や現場の課題を集約し、全国小規模保育協議会・横浜チャプターとして取りまとめたものです。

小規模保育事業は、0歳児から2歳児までの子どもを対象に、少人数の家庭的な環境の中で、一人ひとりの発達や生活に丁寧に寄り添う保育を行っています。待機児童対策としての役割にとどまらず、子どもの小さな変化に気づき、保護者の不安や悩みに身近な立場から寄り添う、地域の乳幼児期の子育てを支える重要な社会資源として、横浜市の保育施策の一翼を担ってまいりました。

当チャプターでは、これまでも現場で把握した課題を横浜市にお伝えし、意見交換を重ねてきました。市におかれましても、制度運用の見直しや支援の拡充について検討・対応いただいた事項があり、日頃から小規模保育事業の声を受け止めていただいていることに感謝申し上げます。そのうえで、なお施設類型によって支援対象が分かれ、必要な職員体制や機能を十分に確保しにくい制度上の課題が残っています。

今回の要望を貫く考え方は、認可保育所と全く同じ金額や制度を一律に求めることではありません。同じ横浜市の認可保育を担う以上、子どもの安全、保育の質、職員体制、人材育成、事務負担の軽減、地域の子育て支援といった必要な機能については、施設類型だけを理由に対象外とせず、定員規模や実際の必要性に応じて公平に支援していただきたい、というものです。

現在、少子化と待機児童の減少により保育需要は大きく変化する一方、地域、年齢、入所時期による需給の不均衡は残っています。また、物価・人件費等の上昇、保育士不足、個別の配慮を必要とする子どもや家庭の増加など、保育現場が担う役割は一層大きくなっています。定員の少ない小規模保育事業では、園児数や職員数のわずかな変動が、保育体制と経営の双方に大きく影響します。

こうした環境変化を踏まえ、小規模保育事業を、待機児童対策として整備された施設という位置づけだけで捉えるのではなく、0歳児から2歳児までの子どもとその家庭に最も身近な、地域の子育て支援資源として活かしていく視点が重要です。日常的な保育に加え、未就園児家庭への支援、一時的な保育ニーズへの対応、育児相談、関係機関へのつなぎなど、小規模保育事業の特性を地域支援に活かすことは、横浜市が掲げる「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現にもつながります。

今後の小規模保育事業の役割と、それを持続可能にする制度のあり方について、横浜市と事業者が課題を共有し、共に検討していくことを願い、以下のとおり政策提言として要望いたします。

2026年9月

全国小規模保育協議会・横浜チャプター

横浜市のよりよい小規模保育・子ども・子育て支援施策に向けた政策提言・要望書

要望1 満3歳児の年度途中転園に伴う経営影響への対策

幼児教育・保育の無償化は、幼稚園等の教育利用では満3歳から対象となる一方、保育所や小規模保育事業の保育利用では、原則として満3歳になった後の最初の4月、すなわち3歳児クラスから対象となります。

この制度差により、小規模保育事業の2歳児が、年度途中に満3歳を迎えた時点で、保育料が無償となる幼稚園等へ転園する事例が生じています。保護者が家計負担を考えて転園を選択することは理解できますが、経済的な理由によって子どもの保育環境の継続性が左右されるとともに、小規模保育事業の安定運営にも大きな影響が生じています。

小規模保育事業は2歳児までを対象としているため、年度途中に2歳児の欠員が生じても新たな入園希望者は少なく、空いた枠が年度末まで埋まらないことも少なくありません。園児が1名減少

しても、必要な職員配置、賃借料、光熱費等の固定的な運営費は直ちに減少しない一方、給付費は園児数に応じて減少します。定員の少ない小規模保育事業にとって、園児1名の減少が経営に与える影響は非常に大きなものです。

令和8年8月1日時点の受入可能数を照合したところ、市内の小規模保育事業259施設の2歳児定員1,851人に対し、2歳児の受入可能数は173人で、89施設に受入可能枠がありました。すべてが満3歳到達後の転園によるものではありませんが、年度途中に相当数の2歳児枠が空いている実態を示しています。

子どもの育ちの連続性を守り、小規模保育事業の安定的な運営を確保するため、次の事項を要望します。

1. 年度途中の2歳児欠員に対する運営費支援

年度途中の退園後も欠員が継続する場合、欠員数や期間、維持している職員体制等に応じて、一定期間の

運営費を補填する制度を創設してください。

2. 満3歳児の保育料負担軽減

小規模保育事業等を利用する子どもについても、満3歳到達後は幼稚園等と同等の保護者負担となるよう、市独自の保育料軽減制度を創設してください。その際、施設への給付費は確実に保障してください。

3. 国への制度改正要望

保育所及び地域型保育事業を利用する子どもについても満3歳から無償化の対象とするよう、横浜市から国に制度改正を要望してください。

要望2 東京都との支援格差を踏まえた保育人材の確保及び子育て世帯の定住促進

横浜市内の保育施設では、保育士の確保が年々困難になっており、求人を継続しても応募がほとんどない

施設が増えています。特に、鶴見区、港北区、青葉区、都筑区など東京都内へ通勤しやすい地域では、横浜市内に居住する保育士であっても、就職先や転職先として東京都内の保育施設を選択する傾向があると現場では感じています。

その背景には、東京都及び都内自治体による独自の処遇改善、住宅支援、就職支援等と横浜市の制度との

格差があります。保育士の勤務地選択は、基本給だけでなく、自治体独自の手当や宿舍借り上げ制度等を含めた総合的な待遇に左右されます。横浜市内の保育施設は、東京都内の施設と同じ採用市場で人材を確保しなければならず、自治体による支援水準の差が採用上の不利につながっています。

横浜市の宿舍借り上げ支援事業が、国より手厚く採用から10年目までを対象としていることには感謝して

おります。一方、「1人1回限り」の要件があるため、一度利用を終了した保育士は、市内の別施設に転職しても原則として再利用できません。一人暮らしの保育士にとって住宅支援の有無は極めて大きく、市内での転職では支援を失う一方、都内への転職では支援を受けられる場合があることは、保育士の市外流出を促す要因になり得ます。

また、東京都では令和7年9月から、0歳児から2歳児までの第1子の保育料無償化を実施する区市町村への支援が行われています。横浜市では、原則として市民税非課税世帯等を除き、0歳児から2歳児までの保育料負担が続いています。

転居には様々な理由があるため、子育て支援の差だけが原因とは断定できませんが、保育料をはじめとする経済的支援の差が、東京都に近い地域における子育て世帯の居住地選択に影響している可能性があります。保育人材と子育て世帯の双方が東京都へ流出すれば、横浜市内の保育施設では人材不足と定員割れが同時に

進み、地域の保育基盤が弱まります。

東京都との地域間格差を踏まえ、保育人材の確保と子育て世帯の定住を一体的に進めるため、次の事項を 要望します。

1. 横浜市独自の保育士処遇改善・定着支援

東京都内の施設との給与格差を縮小するため、市独自の処遇改善手当を創設または拡充してください。小規模保育事業を含む地域型保育事業も対象とし、新規採用者だけでなく、継続して市内で働く保育士の定着に

つながる制度としてください。

あわせて、就職・定着支援金、奨学金返済支援、住宅手当、潜在保育士の復職支援、養成校との連携等に

についても検討してください。

2. 宿舎借り上げ支援事業の拡充

市内の対象施設間で転職した場合にも制度を継続または再利用できるよう、「1人1回限り」の要件を撤廃

してください。

また、東京都内自治体の制度や家賃上昇を踏まえ、補助上限額の引上げや、初期費用、更新料、引っ越し費用等への支援も検討してください。

3. 0歳児から2歳児までの保育料負担軽減

横浜市においても、0歳児から2歳児までの保育料の段階的な無償化を検討してください。直ちに全面实施

することが困難な場合は、対象世帯の拡大、第2子以降の無償化、第1子の上限額引下げ、満3歳到達後の

無償化等を段階的に実施してください。

要望3 小規模保育事業に対する公定価格及び向上支援費の支援格差の見直し

横浜市内で同じ認可保育を担っているにもかかわらず、認可保育所を対象とする公定価格及び向上支援費の中には、小規模保育事業が施設類型を理由に対象外となっている加算・助成があります。必要とされる機能が共通しているにもかかわらず、支援の入口に立てないことが本要望の中心的な課題です。

認可保育所と小規模保育事業では、定員、職員数、対象年齢等が異なるため、同じ金額を一律に支給することを求めるものではありません。職員配置、保育士の負担軽減、人材育成、事務体制、多様な子ども・家庭への対応など、保育の質を支えるために共通して必要な機能について、施設類型だけで除外せず、利用定員、対象児童数、勤務時間等に応じた支援制度を設けていただくことを求めます。

令和8年5月版の保育所向け及び小規模保育事業・事業所内保育事業向けの公定価格・向上支援費を比較すると、主に次の制度差があります。

1. 職員配置への支援

認可保育所には市の配置基準を満たすための職員配置加算があり、2歳児については児童1人当たり18,500円に処遇改善等加算相当分を加えた額が助成されますが、小規模保育事業には相当する加算がありません。

小規模保育事業が対象とする0歳児から2歳児までは、食事、排泄、午睡、散歩、体調変化等への個別の

援助が特に必要です。職員数が少ないため、保育士1名の休暇や研修参加が施設全体の体制に及ぼす影響も

大きく、余裕ある職員配置への支援が必要です。

2. 保育補助者の雇用・育成への支援

認可保育所には、保育補助者雇用経費として月額163,500円から272,600円が設けられ、補助者が保育士資格を取得した後も継続雇用する場合には、保育士育成促進費として月額254,400

円または339,200円が助成されます。小規模保育事業には、これらに相当する制度がありません。

保育現場で働きながら資格取得を目指す人材を支援することは、保育士の負担軽減と将来の保育士確保の

双方に有効です。小規模保育事業も対象としてください。

3. 代替・ローテーション保育士への支援

認可保育所のローテーション保育士雇用費は、月40時間以上から対象となり、月160時間以上のA区分では月額413,200円、定員30人以下でも最大2人分まで助成されます。

一方、小規模保育事業の年休等代替職員雇用費は、月80時間配置で141,200円、月160時間配置で282,400円、最大1人分であり、勤務時間、単価及び対象人数の面で大きな差があります。

小規模保育事業でも保育士が安心して休暇を取得し、研修へ参加できるよう、月40時間、80時間、120時間、160時間等の勤務実態に対応するとともに、単価と対象人数を見直してください。

4. 多様な子どもや保護者への対応

認可保育所には、外国人児童の割合に応じた外国人児童保育事業助成がありますが、小規模保育事業には相当する独立した助成がありません。外国籍の保護者との意思疎通、通訳、翻訳、文化的背景への配慮等は、

小規模保育事業でも同様に必要です。

外国人児童数や施設定員に応じた単価を設定し、小規模保育事業も対象としてください。

5. 事務負担軽減及び多様な人材活用への支援

認可保育所には、一定要件による事務職員雇上費加算や、高齢者、障害者、ひとり親等を非常勤職員として雇用する高齢者等活躍促進加算がありますが、小規模保育事業には相当する加算がありません。

小規模保育事業でも、給付費請求、処遇改善、労務管理、監査対応、安全計画等、認可保育所と同様の事務が発生しています。専任事務職員を置く余裕がなく、施設長や保育士が担っている実態を踏まえ、規模に応じた事務負担軽減加算を設けてください。

また、多様な人材が清掃、洗濯、給食の片付け、散歩の付き添い等を担うことは、保育士が保育に専念できる環境づくりにもつながるため、小規模保育事業も支援対象としてください。

以上を踏まえ、施設類型による一律の対象除外を、必要な機能と規模に応じた公平な支援へ改めるため、次のとおり要望します。

1. 公定価格及び向上支援費について、小規模保育事業を対象外としている項目と理由を、制度創設時の事情だけでなく、現在の保育需要と現場が担う機能に照らして改めて検証してください。

2. 職員配置、外国人児童への対応、保育補助者の雇用・育成、事務負担の軽減及び多様な人材の活用について、小規模保育事業も支援対象としてください。既存制度への一律適用が難しい場合は、小規模保育事業向けの相当制度を設けてください。

3. 補助額は認可保育所と一律に同額とするのではなく、利用定員、在籍児童数、対象児童数、職員の勤務時間数等に応じて設定してください。

4. 年休等代替職員雇用費について、勤務時間区分、単価及び対象人数を、認可保育所のローテーション保育士雇用費との均衡を踏まえて見直してください。

要望4 小規模保育事業における子育て支援員活用に関する配置基準の見直しおよび人材育成・定着支援

保育現場における慢性的な保育士不足が長期化・深刻化する中、質の高い保育を安定的に維持・提供していくための人材確保・育成は、国および横浜市における最重要課題の一つです。

こども家庭庁では、多様な保育人材の確保と保育士の負担軽減、専門性の向上を目指し、専門研修修了者である「子育て支援員」や保育助手などを適切に組み合わせた「チーム保育」へシフ

トする方針を打ち出しています。また、横浜市中期計画においても、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」のもと、安心して子供を預けられる持続可能な保育提供体制の構築や、保育人材の確保・定着・育成支援が重点施策として掲げられています。

小規模保育事業(B型)は少人数で一人ひとりに寄り添う丁寧な保育を提供しており、これまでも多くの子育て支援員が現場の重要な戦力として質の高い保育を支えてきた実績があります。

特に小規模保育現場は、地域の子育て経験者や意欲ある人材が「子育て支援員として入職し、現場での実践を通じて実務経験を積み、最終的に保育士資格を取得して第一線で活躍していく」という理想的なキャリアパス(人材育成サイクル)の受け皿として機能しています。

しかしながら、横浜市における現行制度では以下の課題が生じており、多様な人材の活用とキャリアアップの機会が阻害されています。

・市独自基準(3分の2以上)による活用の制限

国基準(保育士割合2分の1以上)に対し、横浜市では独自の上乗せ基準(3分の2以上)を設けているため、子育て支援員を配置できる時間帯や役割が極めて限定され、現場での有効な活用が進みません。

・朝夕の配置特例における「B型」の制度的乖離

国の「朝夕など児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」により、認可保育所や小規模保育A型では朝夕の時間帯において保育士1名を子育て支援員等で代替可能とされました。しかし、B型は国基準が元々2分の1以上であることを前提としているため本特例の対象から除外されています。結果として、本市独自の上乗せ基準を適用されているB型のみが、朝夕であっても常に保育士2名を配置しなければならないという不合理な逆転現象が発生しています。全国的な保育士不足が続く中、多層的なチームで子どもを見守る「チーム保育」を推進することは、保育士の過重労働を防ぎ、保育の質を維持・向上させるために不可欠です。また、子育て支援員の柔軟な配置を認めることは、現場で働きながら保育士を目指す人々の「明確なキャリアパス」を保障し、市全体の保育人材の定着・確保に直結します。

つきましては、小規模保育事業(特にB型)において、多様な人材が「チーム保育」の一員として専門性を発揮し、長期的な人材育成に繋がられるよう、以下の見直しを強く要望いたします。

1.本市独自の保育士配置基準を見直し、国基準(2分の1以上)の選択肢を認めてください。

2.小規模保育B型においても、朝夕等の児童少数時間帯における柔軟な人員配置(特例の適用または市独自の緩和策)を認めてください。

身近な地域で手厚い保育を提供する小規模保育施設が、国が推奨する「チーム保育」を実践し、持続可能な人材育成拠点として機能できるよう環境を整えることこそが、横浜市の目指す「質の高い保育環境の創出」に繋がります。

要望5 育児休業明けの「入園予約制(保育利用支援事業)」導入および小規模保育事業での優先実施

行政主導の支援策拡充が進む中、保護者が希望するタイミングで仕事復帰と子育てを両立できる環境づくりは、国および本市における最重要課題の一つです。

国(こども家庭庁)では、保育所等に入園させるために保護者が望まないタイミングで育児休業を切り上げざるを得ない現状を問題視し、育児休業終了後のスムーズな復職を支援する「入園予約制(保育利用支援事業)」などの取り組みを推進しています。また、横浜市中期計画においても、基本戦略として「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、女性の就労支援や仕事と子育ての両立支援、身近な地域における柔軟な保育環境の整備が重点施策とされています。

一昨年度の要望に対し、市からは「入園予約制の導入により、内定児童よりも保育の必要性が高い児童が保留となってしまう逆転現象が生じる懸念」および「待機児童対策の優先」を理由に困難との回答をいただきました。しかし、本市の目指す姿や市民の声を踏まえ、以下の観点から改めて導入をご検討ください。

1. 「保育の必要性」の評価軸に関する見直し

市は「逆転現象」を危惧されていますが、現行制度は「4月時点」の一点のみで必要性を一括比較しているため、生まれ月によって保育園への入りやすさに極端な差が生じるという根本的な不公平を作り出しています。早生まれ等の保護者が、保育枠を確保するためだけに不本意に育児休業を繰り上げて復職せざるを得ない現状は、各自の復職時期における「保育の必要性」が正當に評価されていない証左です。それぞれの家庭が希望する復職時期における必要性を基準に利用調整を行なうことこそが、本来あるべき公平な制度設計と考えます

1. 0歳児定員割れ枠の有効活用と待機児童対策の両立

現在、地域によっては0歳児の4月入園枠に空き(定員割れ)が生じており、潜在的な保育リソースが十分に活かされていない状況が見受けられます。「定員が空いているにもかかわらず、年度途中まで活用されないリスク」を回避するためにも、この空き枠の一部を「予約枠」として事前割り振りに充てることは、待機児童対策とミスマッチ緩和を両立させる合理的な解決策です。

1. 小規模保育事業におけるモデル的導入と運営支援

市全体の制度を一元的に変更することが困難であるならば、まずは定員管理が柔軟であり、手厚い0歳児保育を提供する小規模保育事業に限定したモデル的導入を検討していただきたいと考えております。段階的なアプローチをとることで、「逆転現象」への影響を極小化しながら、保護者が「安心して育休を取得し、希望する時期に復職できる」まちづくりへと舵を切るべきです。なお、予約枠を空けて確保する期間中の園の経営・雇用維持のため、「予約期間中の運営費助成」や「空き期間を活用した『こども誰でも通園制度』『余裕活用型一時保育』との柔軟な併用要件の緩和」を併せて実施していただくよう強く要望いたします。身近で丁寧な保育を提供する小規模保育事業において本制度を先行実施することは、不本意な離職や早期復職を防ぎ、横浜市が掲げる「子育てしたいまち、選ばれるまち・ヨコハマ」の実現に大きく寄与するものと確信しています。

要望6 小規模保育事業者による地域子育て支援事業の実施及び補助制度拡充

保育所における地域子育て支援の役割は年々大きくなっています。国が推進する「こどもまんなか社会」の実現や「こども誰でも通園制度」の実施など、子育て世帯を取り巻く環境が変化する中、より一層きめ細やかで多様な子育て支援の拡充が求められています。

横浜市中期計画においても、基本戦略として「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」が掲げられており、地域のコミュニティや日常生活圏域における子育て環境の充実が重点施策とされています。

市は令和6年度より常設園のみで地域子育て支援事業を行なう方針とされましたが、中期計画が目指す「誰もが安心して子育てできる身近な環境づくり」を実現するためには、地域の受け皿をさらに維持・拡大していく必要があります。

現在、小規模保育事業は地域子育て支援事業の補助対象外となっています。しかし、小規模保育事業は家庭的で利用者との距離が近く、0歳児から2歳児までの発達と生活に関する専門性を備え、個々の家庭に丁寧な伴走支援ができるという強みがあります。「こども誰でも通園制度」をはじめとする未就園児家庭への支援とも親和性が高く、既存の施設、人材、地域とのつながりを活かせる身近な子育て支援資源です。

つきましては、施設類型だけで対象外とするのではなく、実施する支援内容、対象家庭数、実施時間等に応じて、小規模保育事業も地域子育て支援事業の対象としてください。既存制度への組込みが難しい場合は、小規模保育事業の規模と特性に応じた補助制度を設けてください。

要望7 「こども誰でも通園制度」の本格運用・給付事業化を踏まえた公定価格・加算制度の見直しおよび

柔軟な制度設計に関する要望

孤立した育児の防止や未就園児家庭への継続的な支援に向け、こども家庭庁では「こども誰でも通園制度」を地域型給付事業として正式に位置づけ、本格運用へ移行したものの、現行の単価設定や運用の枠組みには、保育事業者等が参画を断念せざるを得ない構造的な課題が残されています。

・公定価格の低さと一時保育（加算制度）との格差による参画障壁

現行の公定価格単価は、手厚い専門的ケアや未就園児特有の丁寧な対応を求められる現場の負担に対して著しく低い水準にとどまっています。既存の「一時保育事業（一般型・余裕活用型）」で設定されている各種加算制度や補助水準と比較しても見劣りするため、事業者が、参画を躊躇わせる最大の要因となっています。

・月10時間の利用上限による「支援効果の実感薄」と「運用の煩雑化」

月10時間という一律制限は、保護者にとっても預かりの効果を十分に実感しにくい時間数です。また事業者側にとっても、短時間利用のための複雑な事務手続きや予約管理の負担が大きく、参画へのハードルを高めています。

・通年での枠確保義務による「空き枠活用の阻害」

1年間を通して定期枠を固定的に確保しなければならない制限は、特に定員枠に限りのある小規模保育事業等の事業者にとって、空き枠のフレキシブルな運用を妨げ、積極的な受け入れを困難にしています。

本制度が給付事業として市民権を得て、真に「利用者にとって頼れる場」となり、「事業者にとって持続的に運営可能な制度」となるためには、地域に密着した小規模保育施設などのリソースを最大限に活かせる柔軟な設計と適切な財務的裏付けが不可欠です。

つきましては、試行事業の成果と課題、および給付事業化の趣旨を踏まえ、市において以下の再検討と国への働きかけを強く要望いたします。

1. 一時保育事業と同等以上に事業者が安心して参画できるよう、市の独自上乗せ補助や加算措置の検討、ならびに国に対する公定価格抜本改定の働きかけを行ってください。
2. 事業者向け加算措置の整備により、多様な事情を抱える家庭への「利用料減免」を実現してください。利用料のハードルを下げることで未就園児家庭等の利用を促進できます。
3. 家庭の状況やニーズに応じた柔軟な時間設定を可能とし、真の伴走型支援に繋がる利用枠組みを整備してください。
4. 固定的な枠確保に縛られず、各園の在園児の空き状況や年度途中の入所動向に応じて動的に枠を活用できるよう、運用緩和を推進してください。

身近な地域で丁寧な保育を行う小規模保育事業等が本制度へ積極的に参画できる環境を整えることこそが、横浜市が掲げる「誰もが孤立せず、安心して子育てができるまち・ヨコハマ」の実現に大きく寄与するものと確信しています。

要望8 小規模保育事業の安定的な運営継続に向けた運営費補助制度の創設について

横浜市では、保育需要の増加に対応するため、保育所等の重点整備地域を定め、事業者を募集・選定して施設整備を進めてきました。小規模保育事業者も、市の需要予測と整備方針を信頼し、借入れや長期の賃貸借契約など相応の経営責任を負って開設しています。

一方、近年は少子化や保育需要の変化により、開設当時は重点整備地域であった地域でも定員割れが生じています。鶴見区では、重点整備地域に令和2年4月に開設した小規模保育事業が、園児を十分に確保できず、約3年で閉園した事例もあります。事業者には借入金等が残り、その負担を自ら負わざるを得ませんでした。

横浜市の監査では、安定的な事業継続のため、園舎の賃貸借契約について10年間の契約が望ましいとされています。しかし、市が10年間の運営や収入を保障する仕組みはなく、保育需要の予測が外れた場合の経営リスクは、事業者だけが負う構造となっています。

また、令和7年度まで実施されていた年度当初の定員割れに対する4月から6月までの助成も、令和8年度には廃止されています。定員が少ない小規模保育事業では、園児数が数名減少するだけでも給付費が大きく減少しますが、職員配置、賃借料、光熱費等の固定費を同じ割合で減らすことはできません。

市の整備方針に基づいて開設した施設が需要変化だけを理由に早期の閉園に追い込まれることを防ぐとともに、空き定員や人材を未就園児支援、一時保育、育児相談等へ活かし、地域の子育て支援資源として機能を発展させるため、次の事項を要望します。

1. 定員割れに対する運営費補助制度の創設

年度当初だけでなく年間を通じて、一定の定員充足率を下回った小規模保育事業に対し、欠員数や期間、維持している職員体制等に応じて運営費を補助する制度を創設してください。

1. 重点整備地域に開設した施設への運営継続支援

横浜市が重点整備地域として公募・選定した施設については、保育需要の変化によって運営が困難になった場合に、固定費や職員配置費等を支援する仕組みを設けてください。

1. 年度当初の定員割れに対する助成の復活

令和7年度まで実施されていた4月から6月までの定員割れに対する助成を復活するとともに、地域や年齢別の入所状況に応じて、補助対象期間の延長を検討してください。

1. 施設ごとの運営継続策の協議

定員割れが一定期間続く施設について、事業者の責任だけで閉園を判断させるのではなく、定員変更、一時保育、こども誰でも通園制度、育児相談等への機能拡大など、地域の需要に応じた役割への転換を市と事業者が協議し、必要な移行経費や職員体制を支援する仕組みを設けてください。

1. 事業継続が困難な場合の撤退支援

市の需要予測や整備方針に基づいて開設したにもかかわらず、需要減少によって事業継続が困難となった場合には、賃貸借契約の解約、原状回復、借入金等に対する支援を検討してください。

要望9 小規模保育事業における1歳児配置改善への支援拡充について

1歳児配置改善加算は、保育士の配置を従来の子ども6人につき1人から、5人につき1人へ改善し、より丁寧で安全な保育を実現するための制度です。

1歳児は、歩行や食事、排泄等の発達差が大きく、転倒、噛みつき、誤嚥等への注意も必要な時期です。発達や健康面、家庭環境等において個別の配慮を必要とする子どもも増えており、配置人数を増やすことは、保育の質と安全性の向上、保育士の負担軽減に直接つながります。

しかし、この加算には、1歳児を5対1で配置することに加え、「職員1人当たりの平均経験年数が10年以上であること」などの要件が設けられています。このため、実際に職員を追加配置していても、平均経験年数の要件を満たせず、加算を受けられない小規模保育事業が少なくありません。

小規模保育事業は制度創設から十数年程度であり、比較的新しい施設が多いことに加え、職員数が少ないため、若手職員や経験の浅い職員を1人採用するだけでも平均経験年数が大きく下がります。保育士不足の中で若手や未経験者を採用し、育成に取り組む施設ほど加算を受けにくくなることは、人材育成の観点からも合理的とはいえません。

また、3歳児配置改善加算及び4歳以上児配置改善加算には、職員1人当たりの平均経験年数10年以上という要件はありません。より個別的で手厚い援助を必要とする1歳児の配置改善に限って経験年数要件を設けることは、制度上の均衡を欠いています。

1歳児配置改善加算は、職員の経験年数を評価する制度ではなく、配置人数を増やして保育の質と安全性を高めるための制度であるべきです。必要な配置改善を広く実現するため、次の事項を要望します。

1. 平均経験年数10年以上の要件の撤廃

1歳児配置改善加算について、「職員1人当たりの平均経験年数が10年以上であること」の要件を撤廃し、実際に1歳児5人につき保育士1人の配置を行っている施設を加算対象としてください。

1. 国への制度改正要望

国の公定価格上の要件である場合には、3歳児及び4歳以上児の配置改善加算と同様に、平均経験年数を問わない制度とするよう、横浜市から国に要望してください。

1. 市独自の配置改善支援の創設

国の要件が直ちに見直されない場合は、1歳児を5対1で配置しているにもかかわらず、平均経験年数要件によって国の加算を受けられない施設に対し、横浜市独自の配置改善助成を設けてください。

要望10 医療的ケア児の災害時の対策について

現在、小規模保育事業でも医療的ケア児の受け入れを行なっておりますが、災害時の避難に関し不安を抱えています。医療的ケア児は福祉避難所でないと避難生活を送ることが難しいですが、現在のルールでは一度地域防災拠点に行き、福祉避難所への避難の必要性を判断されてからでないと福祉避難所に避難できません。その移動や待ち時間は医療的ケア児にとって負担が大きいため、地域防災拠点に立ち寄ることなく、すぐに福祉避難所に行けるよう早急に制度の検討をお願いします。

本要望書は、認可保育所と小規模保育事業を全く同じ制度・金額にすることを求めるものではありません。同じ横浜市の認可保育を担う施設として、子どもの安全と保育の質を支えるために必要な機能を、施設類型だけで対象外とせず、規模と必要性に応じて公平に支援していただくことを求めるものです。

これまで横浜市に対応・改善していただいた取組を土台としながら、少子化と待機児童減少後の新たな環境に即して、小規模保育事業を0歳児から2歳児までの子どもと家庭に身近な地域の子育て支援資源として位置づけ直す必要があります。定員の空きを単なる余剰と捉えるのではなく、未就園児家庭への支援、一時的な保育ニーズ、育児相談、医療的ケア児を含む多様な子どもへの支援など、地域に必要な機能へつなげる視点が重要です。

横浜市におかれましては、個別の補助制度の可否にとどまらず、今後の小規模保育事業の役割と、それを持続可能にする公定価格、向上支援費、配置基準及び地域支援制度のあり方について、事業者団体と継続的に協議する場を設け、共に検討を進めてくださいますよう要望いたします。

以上

当提案書へのご回答は下記 事務局団体までお願いいたします。

横浜チャプター事務局 NPO法人ピッピ・親子サポートネット

連絡先 ☎045-530-3939

若林

メールアドレス: pippi@npo-pippi.net

横浜市青葉区市ヶ尾町